

8月の無料相談				問合せ秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568※休日・祝日を除く
相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談 ・行政相談	5日(水)	午後1時30分 ～4時30分	市役所1階 第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	6日(木)			
相続遺言等暮らし の手続き相談	11日(火)			
法律相談	7日(金)・12日(水) 19日(水)・26日(水)			
交通事故相談	20日(木)			
税務相談	27日(木)	午前9時～ 午後4時30分	市役所1階 第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
少年相談	21日(金)			
介護保険相談	毎週 火～金曜日	午前9時～ 午後4時	市役所1階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎551・1764
子ども相談	毎週 月～土曜日	午前8時30分 ～午後5時15分	子ども家庭支援 センター(子ども も応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐 待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週 月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟 2階第2相談室	地域振興課☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552・2121
金融相談	13日(木)	午後1時30分 ～3時30分	商工会館 1階相談室	商工会☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

心理相談員募集

募集人員1名

雇用期間 平成21年8月1日～平成22年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)

勤務時間 月48時間程度(週2日程度のローテーション勤務)

受験資格 臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方で、心理相談活動を熱意を持って遂行できる方

試験の方法 面接(7月28日(火)を予定)

申込み 7月16日～23日(7月19日・20日は除く)

問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568

の間に、本人が履歴書(写真貼付)及び資格を有することを証明できるものの写しを持参できるよう、直接、職員課人事係 ☎551・1589へ。

人権擁護委員に委嘱されました

7月1日付けで中西弘氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

今後3年間、人権擁護委員として市民の皆さまの権利を守るため、さまざまな活躍をしていただきます。

問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)

匿名で1名の方から3万円のご寄附をいただきました。

いただいた寄附金は、有効に使用させていただきます。

問合せ 契約管財課管財係 ☎551・1535

7月の納税

7月は固定資産税都市計画税(第2期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(第1期)、後期高齢者医療保険料(第1期)の納期です。



ふっさ七夕まつり

7月31日(金)までに納めてください。

口座振替は7月31日(金)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

納め忘れはありませぬか

市・都民税第1期(6月30日)

※納期を過ぎると延滞金(年14・6%)が課されます。

納期内納付が困難な場合は、納税計画についてお早めに収納課までご相談ください。

問合せ 収納課 ☎551・1578

ご協力ください!市政世論調査

市では3年に一度、市民の皆さんの意識や意向を調査、把握し、市政に反映させるため、『市政世論調査』を行なっています。

調査の結果はすべて統計的に処理しますので、皆さんのご意見やお名前などを市政世論調査以外に使用することや、内容が外部に流出することはありませんのでご安心ください。

調査員がお伺いした際には、ぜひご協力をお願いします。

調査対象 市内に居住する満20歳以上の男女1,000人

調査方法 郵送留置き、調査員による訪問個別面接(市で委託した調査員が、8月上旬以降に伺います。)

抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

調査書配布時期 7月中

問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568

地上デジタル放送についての相談は「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」へ

★地上デジタル放送への完全移行について

地上デジタル放送の受信に関する相談は、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」へ直接ご相談ください。

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
☎0570-07-0101

受付時間(平日) 午前9時～午後9時(土・日曜・祝日) 午前9時～午後6時 ※電話の際に居住地域をお伝えください。

★悪質商法にご注意ください

行政機関や工事業者等を名乗り、不正な請求をする例が起きています。疑わしい工事の勧誘や身に覚えのない工事代金等の請求を受けた場合は、警察署、消費者センターなどへご相談ください。

問合せ 福生警察署 ☎551・0110、市消費者相談室 ☎551・1511(市役所代表)

6月の横田基地飛行回数

問合せ 環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	平成21年6月	前年同月比	平成21年6月	前年同月比
飛行総数	798	266	273	140
昼間(午前7時～午後7時)	625	230	174	82
夕刻(午後7時～10時)	150	28	99	61
夜間(午後10時～午前7時)	23	8	0	-3
最高音圧レベル(デシベル)	114	-5	98	3

年金だより

国民年金には退職(失業)による特例免除があります

メリット1 保険料を一部納付したことと同じになります。免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して2分の1になります(平成21年3月以前の免除期間は3分の1)。

メリット2 万が一の際にも安心です。病気や事故で障害が残ってしまったときの障害年金や、一家の働き手がなくなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

メリット3 本人所得を除外して審査します。特例免除は、通常は審査の対象となる本人所得を除外して審査を行いません(ただし配偶者、世帯主に一定以上の所得がある時は免除が認められない場合があります)。特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、市役所1階5番保険年金課保険年金係に「国民年金保険料免除申請書」を提出してください。

【手続きには次のもの等が必要です】

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ②認印(本人が署名する場合は不要)
- ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票)

■保険料の追納制度について

保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた時と比べて、将来受け取れる年金額が少なくなります。

●免除の承認を受けた年度の保険料を平成21年度に追納する場合の額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成11年度の月分	16,190円	-	-	-
平成12年度の月分	15,560円	-	-	-
平成13年度の月分	14,960円	-	-	-
平成14年度の月分	14,390円	-	7,200円	-
平成15年度の月分	14,180円	-	7,090円	-
平成16年度の月分	13,980円	-	6,990円	-
平成17年度の月分	14,010円	-	7,010円	-
平成18年度の月分	14,070円	10,550円	7,030円	3,510円

そこで、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)で、年金額を増額することができます。

なお、保険料の免除や納付猶予、納付特例制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます(右表をご参照ください)。

保険料の追納をする場合には、納付書が必要となりますので、追納申込書により青梅社会保険事務所へお申し込みください。

問合せ 保険年金課保険年金係 ☎551・1670、青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3414

国保だより

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お使いの高齢受給者証は有効期限が7月31日までです。8月1日から使える高齢受給者証は、負担割合の見直しを行なったうえで、7月下旬に送付します。

国民健康保険限度額適用認定証、標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している方の限度額適用認定証、標準負担額減額認定証は、有効期限が7月31日までとなっています。8月以降の認定証が必要な方は、国民健康保険被保険者証を持参のうえ、保険年金課保険年金係の窓口で申請をしてください。

問合せ 保険年金課保険年金係 ☎551・1640

次回の「安全安心まちづくり市民ひろば」開催予定 安全で安心して生活できるまちづくりについて話し合いをしています。日時 7月28日(火)午後7時～9時 場所 福祉センター地下研修室 問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691